平成２５年（フ）第１８７７号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目４番27号
債務者　田代　考司
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８７８号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目４番27号
債務者　田代　宏美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８７９号
横浜市港北区新吉田東６丁目１番20―201号
債務者　勝野　正博
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９００号
横浜市栄区上郷町81番地５　ディアコート202
債務者　水上　雅子（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７号
福岡県大牟田市大字宮崎1332番地２
債務者　藤山　哲彦
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午前10時
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第７４４号
千葉県市原市姉崎992番地７
債務者　礒貝　純二（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６８号
東京都杉並区宮前３丁目14番15号リーフパーク宮前201、申立時の住所千葉県市川市下貝塚３丁目１番２号
債務者　山﨑　　健
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午前10時40分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４１号
岡山市中区関550番地プラセールタチバナ201号
債務者　渡部　　学
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７９号
横浜市戸塚区深谷町589番地12
債務者　千葉香菜子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８号
長野県佐久市塚原966番地　フレグランスクラルテ101号
債務者　萩原　拓巳（旧姓塩川）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５１４号
静岡市清水区渋川２丁目12番21号　静清ハイデンス202号、旧住所静岡市清水区庵原町122番地の18　サンライズⅠ203号
債務者　森　　麗奈
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
長崎県雲仙市小浜町北木指791番地
債務者　元村ヒロミ
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
長崎県島原市西八幡町8506番地１　光ヶ丘ハイツＡ―１
債務者　福田　雅繁
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
長崎県島原市新湊２丁目丙2052番地
債務者　堀田　啓展
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中変更

平成２５年（フ）第４８号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野138―１ハイツ宮原102、住民票上の住所秋田県雄勝郡羽後町字西新成75番地２
破産者　高橋　忠晴
1　主文　当裁判所が平成25年10月24日午後４時30分になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日が「平成26年１月30日午前11時」とあるのを、「平成26年２月４日午前11時」と変更する。
2　決定年月日　平成25年10月25日
秋田地方裁判所横手支部